

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月27日

【会社名】 五洋建設株式会社

【英訳名】 PENTA-OCEAN CONSTRUCTION CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清水 琢 三

【本店の所在の場所】 東京都文京区後楽二丁目2番8号

【電話番号】 03(3816)7111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理本部経理部長 北 橋 俊 次

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区後楽二丁目2番8号

【電話番号】 03(3816)7111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営管理本部経理部長 北 橋 俊 次

【縦覧に供する場所】 五洋建設株式会社 名古屋支店  
(名古屋市中区錦三丁目2番1号)  
五洋建設株式会社 大阪支店  
(大阪市北区芝田二丁目7番18号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

## 1【提出理由】

平成28年6月24日開催の当社第66期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月24日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金6円 総額 1,715,423,748円

##### ロ 効力発生日

平成28年6月27日

##### ハ その他の剰余金の処分に関する事項

増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 5,000,000,000円

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 5,000,000,000円

第2号議案 定款の一部変更の件

当社は、平成14年に執行役員制度を導入し、取締役会の活性化と意思決定の迅速化を図っています。こうした現状に即し、適正なコーポレート・ガバナンス体制の維持・構築を明確にするため、取締役及び監査役の員数に上限を定めることとし、当社定款第17条及び第31条の規定を変更するものです。

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、損害賠償責任を限定する契約を締結できる会社役員~~の範囲~~が変更されたため、当社定款第29条第2項及び第40条第2項の規定を変更するものです。

なお、第29条第2項の変更にしましては、各監査役の同意を得ております。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p>第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)                      第17条 当社の取締役は、<u>3名以上</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除)                      第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第四章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)                      第17条 当社の取締役は、<u>15名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の責任免除)                      第29条 (現行通り)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)                      第31条 当社の監査役は<u>3名以上</u>とする。</p> <p>(監査役の責任免除)                      第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第五章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)                      第31条 当社の監査役は<u>5名以内</u>とする。</p> <p>(監査役の責任免除)                      第40条 (現行通り)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、清水琢三、佐々木邦彦、都甲明彦、植田和哉、中満祐二、野口哲史、五十嵐信一、稲富路生、小原久典及び川嶋康宏を選任する。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、福田博長及び大橋恵明を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	1,939,092	51,221	1,018	(注)1	可決 97.38
第2号議案 定款の一部変更の件	1,935,420	54,898	1,018	(注)2	可決 97.19
第3号議案 取締役10名選任の件					
清水 琢三	1,930,834	59,479	1,018	(注)3	可決 96.96
佐々木 邦彦	1,929,394	60,919	1,018		可決 96.89
都甲 明彦	1,929,868	60,445	1,018		可決 96.91
植田 和哉	1,929,935	60,378	1,018		可決 96.92
中満 祐二	1,929,930	60,383	1,018		可決 96.92
野口 哲史	1,929,810	60,503	1,018		可決 96.91
五十嵐 信一	1,929,795	60,518	1,018		可決 96.91
稲富 路生	1,929,795	60,518	1,018		可決 96.91
小原 久典	1,763,132	227,181	1,018		可決 88.54
川嶋 康宏	1,934,023	56,290	1,018		可決 97.12
第4号議案 監査役2名選任の件					
福田 博長	1,624,501	365,759	1,018	(注)3	可決 81.58
大橋 恵明	1,597,244	393,016	1,018		可決 80.21

- (注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。  
 2 議決権を行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。  
 3 議決権を行使をすることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。